

熊本県収用委員会公告第2号

公 示 送 達

熊本県宇土市網津町字南谷2800番2の抵当権者（亡）清田亀喜の法定相続人  
内村 忠生 （持分 189分の1）  
住所不明 ただし 住民票上の住所 熊本県熊本市南区富合町杉島1457番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき、上記の  
者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（熊本県熊本市中央区水前寺六丁目  
18番1号 熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえそ  
の交付を受けてください。

記

令和8年（2026年）7月6日付け熊収第27号の書類（令和7年度熊収第1号、  
第2号案件（網津I案件）の裁決書正本）

（注意）上記書類を受領しないときは、令和8年（2026年）7月27日をもっ  
てその書類の送達があったものとみなされます。

令和8年（2026年）7月6日

熊本県収用委員会会長 宮田 房之

